

件名	知事及び副知事の給料の減額に関する条例														
主管課	人事課														
根拠法令等															
内容	<p>【経緯】</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として県民に感染回避行動の徹底を求め中、職員の不適切な行動により県民の県政に対する信頼を損ねたことに関し、知事及び副知事としての責任を明らかにするため、知事及び副知事の令和3年5月分の給料月額を減額するもの。</p> <p>【制定条例】</p> <p>知事及び副知事の給料の減額に関する条例</p> <p>【制定内容】</p> <p>〔 知事：現行の減額後の給料月額から、全額（10分の10）減額 副知事：現行の減額後の給料月額から、10分の1減額 〕</p> <table border="1" data-bbox="422 1370 1399 1626"> <thead> <tr> <th></th> <th>条例本則額</th> <th>現カット後^{※1}</th> <th>5月支給額^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>1,320,000円</td> <td>1,188,000円 (▲132,000円)</td> <td>0円 (▲1,188,000円)</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>1,010,000円</td> <td>949,400円 (▲60,600円)</td> <td>854,460円 (▲94,940円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 知事等の給与の特例に関する条例に基づき、カットした額（知事：▲10%、副知事：▲6%） ※2 カット後の額に対して、今回の減額措置を実施した額（知事：▲100%、副知事：▲10%）</p>				条例本則額	現カット後 ^{※1}	5月支給額 ^{※2}	知事	1,320,000円	1,188,000円 (▲132,000円)	0円 (▲1,188,000円)	副知事	1,010,000円	949,400円 (▲60,600円)	854,460円 (▲94,940円)
	条例本則額	現カット後 ^{※1}	5月支給額 ^{※2}												
知事	1,320,000円	1,188,000円 (▲132,000円)	0円 (▲1,188,000円)												
副知事	1,010,000円	949,400円 (▲60,600円)	854,460円 (▲94,940円)												
施行日	公布の日														